

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等向け

そうじゃ未来資金

よくあるご質問

(令和2年7月27日版)

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課

TEL : 0866-92-8276 FAX : 0866-92-8386

1. 対象者について

Q 1-1	法人の場合の「主たる事業所」とは？
A 1-1	本社又は本社機能※のある事業所をいいます。 ※本社機能とは、法人の経営意思決定、総務、経理、人事等の経営資源管理等の各種業務統括を行うものを指します。

Q 1-2	法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか？
A 1-2	事業所が市内にない場合は対象外です。

Q 1-3	常時使用する従業員数の基準日はいつになりますか？
A 1-3	申請日時点となります。

Q 1-4	法人番号がわかりません。
A 1-4	確定申告書の控えをご確認いただくか、国税庁ホームページ「法人番号公表サイト」でご確認ください。

Q 1-5	自分がどの業種区分に該当するか分かりません。
A 1-5	申請の手引き2ページの「卸売業・サービス業・小売業」の対応表で、主たる事業が該当する区分を確認してください。当てはまるものがない場合は「製造業、建設業、運送業その他の業種」となります。表の事業内容の詳細は、総務省ホームページの「日本標準産業分類」を確認ください。

Q 1-6	医療法人、社会福祉法人等で資本金がない場合、中小企業者等にあてはまるかどうかはどう判断しますか？
A 1-6	「製造業、運輸業、運輸業その他の業種」として判断していただきます。 常時使用する従業員数が300人以下であれば、中小企業者等にあてはまります。

2. 支援金の給付対象要件について（事業者要件）

Q 2-1	令和2年4月2日以降に創業した場合は対象になりますか？
A 2-1	対象となりません。

Q 2-2	個人事業主で、総社市外に居住しており、総社市内に事業所がある場合は対象となりますか？
A 2-2	総社市外にお住まいの方（総社市に住民票がない方を含む）でも、総社市内に事業所があり、事業を行っていれば対象となります。この場合で白色申告の方は、追加の提出書類として、事業所の所在地を確認するため「収支内訳書」が必要となります。

Q 2-3	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、総社市内にそれぞれの法人の事業所がある場合はそれぞれの法人分で申請できますか？
A 2-3	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q 2-4	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請は可能ですか？
A 2-4	代表者が同一であっても法人・個人事業主としては別なので、それぞれで申請できます。ただし、個人事業主として申請できるのは、個人収入の5割以上が個人事業主としての事業収入である場合に限りです。

Q 2-5	個人事業主で、複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？
A 2-5	1事業者あたり1回までの申請となります。

Q 2-6	複数・異業種の事業所を持っているが、常時使用する従業員数には支店に配置している人数も含めますか？
A 2-6	法人全体又は個人事業全体としての数になるため、含めます。

Q 2-7	常時使用する従業員数について、パート・アルバイトは含みますか？
A 2-7	中小企業基本法上の考え方（労働基準法第20条の規定「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」にあたるかどうか）によります。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員等については、各社の判断（判断に迷う場合は労働基準監督署等に相談）となります。なお、同法第21条において、日雇い、2か月以内の勤務、4か月以内の季節労働、試用期間中のものについては、常時使用する従業員から適用除外（解雇予告を要しないもの）されています。

Q 2-8	常時使用する従業員数に、会社の役員や個人事業主は含まれますか？
A 2-8	<p>会社役員（ただし、従業員との兼務役員は除く。）と個人事業主、原則個人事業主と生計を一にする親族従業員は「あらかじめ解雇の予告を必要とする者（労働基準法第20条）」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に該当しません。</p> <p>従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする親族従業員の場合で、賃金、労務管理、労働条件が通常の従業員と同じ場合は、労働基準法上の「労働者」にあたりと解され「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」となり、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に含まれます。判断に迷う場合は労働基準監督署にご相談ください。</p>

Q 2-9	士業（弁護士、社労士等）は申請対象となりますか？
A 2-9	<p>対象となります。また、次の士業法人は「会社」に含むものとして対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法に基づく弁護士法人 ・ 公認会計士法に基づく監査法人 ・ 税理士法に基づく税理士法人 ・ 行政書士法に基づく行政書士法人 ・ 司法書士法に基づく司法書士法人 ・ 弁理士法に基づく特許業務法人 ・ 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・ 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q2-10	株式売買によって生計を立てていますが、個人事業主として申請対象となりますか？
A2-10	株式売買での収入は、確定申告での事業収入には当たらないとされているため、対象にならないと考えます。事業収入として申告されている等の場合は、個別にご相談ください。

Q2-11	不動産収入によって生計を立てていますが、個人事業主として申請できますか？
A2-11	<p>確定申告で事業収入として計上していれば、事業所所在地が自宅住所と同一で屋号等が無い（申請書の申請者欄に屋号がない）場合は事業実態が確認できるもの（開業届や不動産賃貸借契約書）を添付して申請可能です。なお、確定申告で不動産収入として計上している場合は、国税庁の判定基準（を満たす書類を以て）をもとに個人事業主と認められるか下記のとおり判断します。</p> <p>（1）貸間・アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。</p> <p>（2）独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること。</p>

Q2-12	農家、漁師は申請対象となりますか？
A2-12	<p>農林水産業にかかる個人事業主として対象となります。ただし、令和元年の収入全体のうち、1/2以上を農業又は漁業の収入が占めていることが条件となります。</p> <p>※農業又は漁業の収入に補助金、交付金や寄付金等が含まれる場合、それらを除いた額となります。</p>

Q2-13	個人事業主の定義で、主たる収入とはどう判断しますか？
A2-13	<p>比較月が属する年の確定申告における事業収入が、給与・年金・不動産など他の収入を含む合計額の1/2以上を占めているか否かを外形的な判断基準とします。年の途中に開業した場合で、主たる収入にもかかわらず上記を満たさない場合などは、個別にご相談ください。</p>

Q2-14	基本給+歩合報酬制で働いています。申請対象になりますか？
A2-14	保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告上は出来高に応じた事業収入が計上される（申告上は個人事業主のように見える）ものの、会社との間に基本的な雇用関係があり、最低賃金や基本給・社会保険等が保障されることから、本制度にはなじまず申請対象になりません。

Q2-15	個人事業主で、事業収入に加えて給与収入等その他収入がある場合は、減少確認の対象収入は何になりますか？
A2-15	個人事業主としての事業収入が主たる収入と認められる場合の確認対象は、事業収入（売上）になります。 ただし、基本給+歩合報酬制のように給与収入と事業収入が同一業務に基づくものであり、給与収入が社員等の雇用契約に基づくものである場合は本制度の対象外となります。

Q2-16	定まった事業所を持たない個人事業主（所謂フリーランス含む）も対象となりますか？
A2-16	市内自宅が事業所である場合は申請できます。屋号がある場合は確定申告書・交付申請書で確認します。屋号が無い場合は、開業届、業務請負契約書（令和2年1月以降にかかるもの※で、届出・契約書の住所が住民票上の住所になっているもの）などの写しを別途提出いただくことで、事業実態を確認します。 ※業務の期間が令和2年1月以降にかかっている場合は、契約日はそれ以前でも差し支えありません。（契約書で業務履行期間が読み取れることが必要です。）

3. 支援金の給付対象要件について（売上減少要件）

Q 3-1	売上とは何を指しますか？
A 3-1	確定申告における「事業収入」を指します。事業収入に補助金や寄付金等が含まれる場合はそれらを控除した額となります。

Q 3-2	売上減少の確認方法は？
A 3-2	令和2年1月～8月のいずれか1月の売上と前年同月（別途特例あり）の売上を比較します。

Q 3-3	減少率を算出すると、19.87%でした。小数点以下の取り扱いは？
A 3-3	小数点を切り捨てて、売上が20%以上減少していることをご確認ください。上記の場合は対象外となります。

Q 3-4	同一法人で市内に事業所が複数ある場合、売上高は合算しますか？
A 3-4	市内、市外を問わず、法人単位で合算して算定してください。

Q 3-5	開業したばかりで、新型コロナウイルスによる影響が前年と比較できません。支援（給付）対象者になりますか？
A 3-5	売上減少対象月を含む対象月の直近3か月の平均値と比較して減少率を求めます。令和2年4月を対象月とする場合は、令和2年2月～4月の売上を元に減少率を計算することができます。

Q 3-6	平成30年7月豪雨災害で被災し、令和元年の比較対象月の売上が低く（過去実績より少なく）売上減少に該当しない場合も、申請できませんか？
A 3-6	り災する前を比較する月として確認し、売上減少に該当する場合は申請できます。り災証明書と災害のあった年（事業年度）又はその前年（事業年度）の確定申告書を添付してください。 ※個人事業主で白色申告書等、確認書類が1年の事業収入となる場合は、平成29年分の月平均で比較します。

Q 3-7	昨年の比較対象月の売上が店舗改装中で通常月より少なく、20%以上減少となりません。売上減少に該当しませんか？
A 3-7	該当しません。

Q 3-8	会社勤めで生計を立てており、「副業」の売上が減少したが、申請対象になりますか？
A 3-8	申請対象になりません。

Q 3-9	比較月（対象月の1年前の月）は個人事業主として事業収入で生計をたてていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が激減したため、対象月は給与収入が大部分を占めています。この場合の売上減少率の考え方は？
A 3-9	売上減少率は売上高で比較し、20%減っていれば対象となります。ただし、申請日時点でも要件を満たす事業者であることが条件となります。

Q3-10	昨年の売上額が10万円（等の僅少な金額）でも、20%減少していれば対象となりますか？
A3-10	次の計算式による年間売上減少見込みが支援金額に満たない場合は対象となりません。 年間売上減少見込み（比較月の年間売上高－対象月の売上高×12）≥支援金額

4. 申請・申請書類について

Q 4-1	申請書提出期間はいつからいつまでですか？
A 4-1	令和2年7月15日（水）から令和2年10月30日（金）までで、当日消印有効です。

Q 4-2	申請すれば誰でももらえますか？
A 4-2	対象者や支給の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、交付決定されれば支給されます。

Q 4-3	申請に必要な添付書類・資料は？
A 4-3	<p>基本は次のとおりです。売上比較ができない場合など別途必要となる書類があります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 申請書(2) 令和元年分（法人は前事業年度分）確定申告書（青色申告もしくは白色申告）（確定申告の義務がない事業者は市県民税申告書）一式 ※收受日付印があるもの。電子申告（e-TAX）分は「電子申告日時」が印字されたもの又は「受信通知」（所得額の記載あり）を添付。 ※上記印鑑等がない場合は、下記 Q4-11 を参照(3) 令和2年1月から8月のうち、売上高が分かる書類（売上台帳、試算表の写し等） ※国の「持続化給付金」の給付対象者は、「給付通知書」の写しを提出することで、上記書類の提出は不要となります。(4) 振込先の通帳の写し（通帳の表面と通帳1・2ページ目） ※ネットバンクの場合は画面のコピー(5) 身分証明書の写し（個人事業主の場合）

Q 4-4	申請書はどこで入手できますか？
A 4-4	<p>総社市役所のホームページよりダウンロードできます。「そうじゃ未来資金」で検索してください。</p> <p>また、次の窓口でも配布しています。</p> <p>【総社商工会議所会員の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社商工会議所（〒719-1131 総社市中央六丁目 9-108） <p>受付日時：平日 9 時から 17 時まで</p> <p>【総社吉備路商工会会員の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社吉備路商工会 本部 ・総社吉備路商工会 昭和支所 ・総社吉備路商工会 清音支所 <p>受付日時：平日 9 時から 17 時まで</p> <p>【上記以外の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社市役所 企業誘致商工振興課（〒719-1192 総社市中央一丁目 1 番 1 号） <p>受付日時：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで</p>

Q 4-5	申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？
A 4-5	同一名義のみとなります。

Q 4-6	現金支払いはできますか？
A 4-6	迅速にお支払いするため、「口座振込」のみとなります。

Q 4-7	ゆうちょ銀行の振込用の支店名と 7 桁の口座番号がわかりません。
A 4-7	通帳 2 ページ目の下段に記載されています。もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行_記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。

Q 4-8	「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか。
A 4-8	押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q 4-9	令和2年の対象月の売上金額が分かる添付資料について、特定の様式はありますか？
A 4-9	様式は問いません。売上台帳や試算表など、会計ソフト、エクセル等の電子データを打ち出したもの、紙ベースの台帳の写し等で結構です。 事業者名と「令和2年●月分」の記載があるものを提出してください。

Q4-10	令和2年の対象月の売上金額の正当性を担保するための証明は必要ですか？
A4-10	申請者の手続きの簡素化のため、令和2年対象月の売上金額の確認書類に証明の添付は求めています。ただし、申請内容に不審な点がみられる場合は、内容について調査を行い、申請者に関係書類の提出等を求めることがあります。調査の結果、申請内容に虚偽が発覚した場合は、返還義務が生じますのでご注意ください。

Q4-11	確定申告書類の收受日印、e-Tax の電子申告日時の印字、受信通知の添付がありません。
A4-11	<p>【法人の場合】</p> <p>確定申告書に税理士名の記載がある等税理士による作成されたことが分かるもの（法人事業概況説明書 16の「税理士の関与状況」有で「申告書の作成」に○がついているものでも可。）、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。又は、確定申告後の法人税を納付した場合は、その申告に基づき納付したこと（還付の場合は還付されたこと）が分かる書類（納税証明書その2「所得が分かる書類」、領収書の写しでも可。還付の場合は還付の通知書等）を添付してください。</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>確定申告書に税理士印、青色申告会印が押されたもの（市県民税申告の場合は市の受付印が押されたもの。税務課で押印のある写しの発行が可能です。）、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。又は、確定申告後の所得税を納付した場合は、納付したことが分かる書類（納税証明書その2「所得が分かる書類」領収書の写しでも可。）を添付してください。</p>

Q4-12	「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づき、又は法人の場合で申告期限前のため、令和元年分（法人の場合は前事業年度）の申告を完了していません。
A4-12	<p>(1) 法人の場合：以下のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2事業年度前の確定申告書類（その場合は2事業年度前の同月と比較する。） ・ 税理士による確定申告を行っている場合は、税理士による記名及び押印のある、前事業年度の確定申告用の売上高の証明書類 <p>(2) 個人事業主の場合：以下のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年分の確定申告書類（その場合は平成 30 年同月と比較する。） ・ 税理士による確定申告を行っている場合は、税理士による記名及び押印のある令和元年分の確定申告用の売上高の証明書類

Q4-13	個人事業主で収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？
A4-13	確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、市県民税の申告を行っている場合は対象となります。

Q4-14	代表者以外の者（社員や配偶者、税理士等）が窓口で代理申請することはできますか？
A4-14	申請書の誓約・同意事項の記載・捺印欄があるため、あらかじめ代表者が当該欄に記入・押印のうえ、必要項目の記入ができる方で必要書類があればどなたでも代理申請は可能です。

Q4-15	本人確認書類を市町村が発行している身体障害者手帳の写しで申請することはできますか？
A4-15	他の有効な本人確認書類（写真付きのもの）をお持ちでない場合であれば申請可能です。

Q4-16	振込先が当座預金口座のため、通帳がない場合は添付書類として何を提出すればいいですか？
A4-16	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

5. 申請書類（社会福祉法人等）について

Q 5-1	社会福祉法人、医療法人、農事組合法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の減収は収益事業部分でのみ判断されますか？
A 5-1	法人で実施している収益事業部分に加え、法人の本来業務（社会福祉事業、公益事業、教育事業、公益目的事業等）等全ての収入を含み判断します。ただし、寄付金、補助金、助成金、金利等によるその他の収益は除きます。

Q 5-2	社会福祉法人の場合の提出書類は何が必要ですか？
A 5-2	収益事業があり確定申告を行っている場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、確定申告書（法人税）別表 1 及び法人事業概況説明書のほか、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）」及び「原本証明」を提出してください。 確定申告を行っていない場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）」及び「原本証明」のほか、履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写しで可。）を提出してください。

Q 5-3	収益事業を行っている N P O 法人の添付書類は何が必要ですか？
A 5-3	確定申告書（法人税）別表 1 及び法人事業概況説明書「活動計算書」及び「原本証明」、事業収入減となった月の収益がわかるもの（収益事業のみ分・事業全体分）を提出してください。

Q 5-4	収益事業を行っている N P O 法人の減収は収益事業部分でのみ判断されますか？ 非収益事業を含みますか？
A 5-4	原則として収益事業部分のみで判断します。ただし、本来は収益事業であるところ、法人税法の定めにより、収益事業とみなされない事業についても、その事業の性質を鑑み、算定対象に含めることが適当と判断される場合がありますので、個別にご相談ください。

Q 5-5	収益事業を行っているNPO法人の収入のうち会員からの会費は、寄付金、補助金同様に収入から控除ですか？
A 5-5	NPO法人の会員からの会費は控除する必要はありません。

Q 5-6	学校法人の場合の提出書類は何が必要ですか？
A 5-6	<p>収益事業があり確定申告を行っている場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、確定申告書（法人税）別表 1 及び法人事業概況説明書のほか、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）」及び「原本証明」を提出してください。</p> <p>確定申告を行っていない場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、前事業年度の「事業活動収支計算書」及び「原本証明」のほか、履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写しで可。）を提出してください。</p>

Q 5-7	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の場合の提出書類は何が必要ですか？
A 5-7	<p>収益事業があり確定申告を行っている場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、確定申告書（法人税）別表 1 及び法人事業概況説明書のほか、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）」及び「原本証明」を提出してください。</p> <p>確定申告を行っていない場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、前事業年度の「正味財産増減計算書」及び「原本証明」のほか、履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写しで可。）を提出してください。</p>

6. 支援金について

Q 6-1	申請から振込までに要する期間は？
A 6-1	金融機関営業日で2週間程度を予定しています。ただし、受付期間当初は申請件数により時間がかかる場合があります。また、申請書類に不備があるなど審査内容によっては時間がかかります。

Q 6-2	国の持続化給付金との併給はできますか？
A 6-2	本支援金は総社市独自の支援金ですので、国の持続化給付金と重複して給付を受けることができます。なお、持続化給付金の給付を受けている方は、「給付通知書」の写しを提出していただくことで、交付申請書の「2 売上減少率（20%以上であること）・売上減少額（申請支援金額以上であること）」の記入と、売上台帳等の月単位での収入が確認できる書類の提出が不要となります。

Q 6-3	国の補助金（生産性革命推進事業等）との併給はできますか？
A 6-3	支援金と補助金の併用は可能です。

Q 6-4	事業継続のためなら、支援金の用途は問いませんか？
A 6-4	不問です。

Q 6-5	後日、支援金の用途について市に報告が必要ですか？
A 6-5	実績報告は義務付けていませんが、後日、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。

Q 6-6	支援金は、課税の対象になりますか？
A 6-6	税務上、益金（個人事業主の場合は「総収入金額」）に算入されるため、課税の対象となります。ただし、損金（個人事業主の場合は「必要経費」）の方が多い場合、課税所得は生じず、結果として課税されません。

【追加・修正履歴】

7月27日	追加 Q 6-6
-------	----------